

Aqua KANSAI 2017

出展申込書

申込書
送付先

E-mail: interaqua@jtbcom.co.jp
FAX: 03-5657-0645

申込締切: **2017年6月30日(金)**

申込日: 年 月 日

Aqua KANSAI事務局 (株)JTBコミュニケーションデザイン内
〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング
TEL. 03-5657-0757 FAX. 03-5657-0645 E-mail: interaqua@jtbcom.co.jp

出展規約を承諾の上、Aqua KANSAI 2017への出展を以下の通り申し込みます。

※小間位置選定については、申込順にて事務局よりご案内します。同一日に複数のお申込みが重なった場合は、申込時間が早い申込者を優先して受け付けます。

● 出展者名称 (ご記入の表記・出展国にて、公式ホームページ・招待状・会場案内図等に掲載いたしますので必ずご記入ください。)

フリガナ

和 文

英 文

国内/海外 (出展国・地域) 国内出展者(日本) 海外出展者(国・地域名:)

● 出展申込者 ※各種ご案内・送付物は連絡担当者様にお送りいたします。変更される場合は、必ず事務局までお知らせください。

フリガナ

会社名(和文)

会社名(英文)

住 所 〒 - (ビル名まで)

URL <http://>

業 種 材料・化学 部材・モジュール 電子部品・デバイス 機器・装置 産業機械
※最も近いものを一つだけ 商社・代理店 プラント・エンジニアリング・建設 繊維/紙・パルプ 協会・団体 大学・研究機関
その他 ()

部 署 :

連絡担当者

フリガナ

氏 名 :



TEL :

FAX :

役 職 :

E-mail :

◆ 個人情報取り扱いについて 個人情報取り扱いについて、下記URLをご確認の上、同意くださいますようお願いいたします。 主催者：株式会社JTBコミュニケーションデザイン
<http://www.interaqua.jp/privacy.html> 左記に同意する

● 申込内容/税込料金 ※InterAqua 2018に同時申込の場合は、出展料を10%割引いたします。(出展者プレゼンテーションは除く)

◆ 出展ブース (1小間: 2m x 2m = 4㎡)	単価 (税込)	申込数	合計金額 (税込)
Aブース (パッケージブース付) ※1~3小間まで <input type="checkbox"/> 通常料金	¥270,000	× () 小間	= ¥
<input type="checkbox"/> InterAqua2018同時申込	¥243,000	× () 小間	= ¥
Bブース (スペース渡し) ※4小間以上の申込限定 <input type="checkbox"/> 通常料金	¥162,000	× () 小間	= ¥
<input type="checkbox"/> InterAqua2018同時申込	¥145,800	× () 小間	= ¥
アカデミアブース (テーブルトップ) ※大学研究室、研究機関限定 <input type="checkbox"/> 通常料金	¥54,000	× () 小間	= ¥
<input type="checkbox"/> InterAqua2018同時申込	¥48,600	× () 小間	= ¥
<input type="checkbox"/> 出展者プレゼンテーション 1セッション (45分)	¥108,000	× () セッション	= ¥

◆ 共同出展者 ※予定の範囲で結構です。後日、共同出展者情報をご提出いただけます。 あり []社・団体予定 なし(単独出展)

◆ 日本国内の代理店、担当者 ※海外出展者のみ あり なし

◆ 出展品目 当てはまるものに✓を記入して下さい。(複数回答可)

素材・モジュール・部材 装置・機器 プラント(EPC、OM) 管理・運営・サービス 防災・災害対策 IoTソリューション

◆ 出展製品・技術 (予定の範囲内で結構です)

連絡欄 (ご要望等)

事務局使用欄

受付担当者

受付日時

受付No.

<個人情報の取扱いについて> 今回、ご記入いただきました出展者の皆様の個人情報は、出展に関する諸手続および各種案内のために使用させていただきます。ご本人の承諾がない限り、第三者に開示することはいしません。ただし、出展に関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社)に預託することがありますので、予めご承知おきください。個人情報保護方針は公式ホームページをご確認ください。

規約

1. 契約の成立

主催者が申込書を受領した時点をもって、契約が成立するものとします。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入・移動・搬出を行わなければならないものとします。
会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。
各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。
装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。
上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出品またはこれに関連する出品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

8. 出展者の義務

- (1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- (2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

9. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
①出展者の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠

権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。

②①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします)。

10. 小間位置の決定

出展のお申込順にてご希望の場所を選定できます。

11. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。
主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

12. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。
出展者からの支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。
約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

13. 出展の変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。
但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただきます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする	解約料率
2017年 6月30日(金)まで	ご請求額の50%
2017年 7月 1日(土)以降	ご請求額の100%

14. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。
主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。
また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

15. 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

16. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。
主催者は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

17. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

18. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。